

第15回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年6月30日 13:30～14:30
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 2階第3委員会室
3. 出席委員 1番 吉田 重喜委員 2番 河崎 忠委員 3番 田井 博行委員
4番 福西 範委員 6番 三木 均委員 7番 浅野 徳昭委員
8番 熊坂 隆雄委員 9番 野村 照明委員 10番 佐藤 裕司委員
11番 松下 裕幸委員 12番 佐藤 泰正委員 13番 細川 裕委員
14番 菊池 隆委員 15番 村上 正人委員 16番 松永 征明委員
19番 大坂 博文委員 20番 稲場 洋二委員 21番 成田 俊英委員
(以上 18名)
4. 欠席委員 5番 田井 克廣委員 18番 菊池 利治委員
(以上 2名)
5. 参 与 者 農業委員会事務局
事務局長 大西 俊二 事務局長補佐 阿部 浩治 主査 秋元 公宏
主査 佐藤 賢二 農地業務担当員 道尾 真弓 農地業務担当員 小泉真由美
(以上 6名)
- 会議録署名委員の指名 14番 菊池 隆委員
15番 村上 正人委員
- 会期決定について 平成28年6月30日(1日)
6. 議事日程 会務概要報告
- 報告第44号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第45号 現況証明願について(市街化区域)
報告第46号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請に係る進達について
議案第60号 河川敷地利用権に係る許可申請について
議案第61号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積
計画の決定について
議案第62号 農用地利用配分計画(案)への同意について
議案第63号 参考賃借料の設定について

議長
野村会長

それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございました。
ただいまより第15回釧路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は18名です。
議事録署名人に14番、菊池隆委員、15番、村上正人委員を指名しますので、よろしくお願ひ致します。
なお、会期は本日6月30日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告と報告案件をお願いします。

事務局
阿部補佐

会務概要報告を行います。
議案書2ページ、3ページをご覧下さい。

(別紙会務概要報告を読み上げ報告とした)

議長
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありましたが、報告のあった分について、何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

それでは、次に報告第44号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。

事務局
阿部補佐

それでは、議案書4ページ目の報告第44号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

平成21年12月15日の農地法改正により、相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回、釧路地区で1件の届出がありました。

議案書5ページ目の表の1番ですが、被相続人、XXXXXXXXXXが所有していたXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXの1筆、XXXXXX㎡の農地を相続人、XXXXXXXXXXが、平成26年1月4日、相続により所有権を取得したことにより、平成28年5月26日、同氏よりその旨の届出があり、同日会長専決により受理書を発行致しました。

以上1件報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第44号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは次に、報告第45号「現況証明願」について報告して下さい。

事務局
阿部補佐

それでは、議案書の6ページでございます、報告第45号「現況証明願」について報告します。

登記簿上の地目が農地となっている土地について、所有権移転等の登記をしようとする場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記できないことになっております。

しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用はあらかじめ農業委員会に所定の事項を届ければ足りることとなっております。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が2件ございました。

議案書7ページ目の表の1番は、資料が8ページから10ページでございます。

市街化区域内の、XXXXXXXXXX、他1筆、公簿地目が畑になっております合計 XXXX㎡の土地について、所有者の XXXXXXXXXX の代理人であります XXXXXXXXXX より現況証明願があり、6月14日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は駐車場及び建築済地でしたので、6月15日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、議案書7ページ目の表の2番は、資料が11ページから13ページでございます。

市街化区域内の XXXXXXXXXX、他1筆、公簿地目が畑になっております合計 XXXX㎡の土地について、所有者の XXXXXXXXXX の代理人であります XXXXXXXXXX より現況証明願があり、6月16日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、6月17日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、7件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第45号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第46号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告して下さい。

事務局
阿部補佐

それでは、議案書の14ページでございます、報告第46号「農地法第18条第6

項の規定による通知」について報告します。

農地法第18条第6項の規定は、農地の賃貸借において合意解約した場合は、賃貸人、賃借人の当事者はその旨、農業委員会に通知することになっております。

今回は、音別地区で2件の通知がありました。

議案書15ページの表の1番は、資料が16ページ、17ページにあります。

が所有する、
、他3筆、合計 m^2 の農地について、借主でありますとの間で、6月20日に合意解約を行い、同日通知がありました。

次に、議案書15ページの表の2番は、資料が16ページ、18ページにあります。

が所有する、
、他2筆、合計 m^2 の農地について、借主でありますとの間で、6月20日に合意解約を行い、同日、通知がありました。

以上、2件の合意解約について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第46号「農地法第18条第6項の規定による通知」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので次に、議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より提案して下さい。

事務局
阿部補佐

それでは、議案書19ページ目にあります、議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請」について提案致します。

農地法第3条の規定により、農地の売買で所有権移転をする場合や農地の貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けることになっております。

お手元に配布致しております、農地法第3条調査書も併せてご覧下さい。

議案書20ページの表の1番は、資料が議案書の21ページ、22ページにありますが、先ほど報告第44号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」についてで相続の届出があったことを報告した土地です。

が所有する、
の1筆、 m^2 の農地について、
に無償で譲渡するものです。

次に、議案書20ページの表の2番は、資料が議案書の23ページから30ページにありますが、
が所有する、
、他26筆、合計 m^2 の農用地について、農地所有適格法人であります、
に無償で使用貸借を行うものです。

以上、2件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議を頂きたい、ご提案を致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から提案のありました「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、調査委員長の福西委員に報告を求めます。

委員
福西委員

議案第58号の1番の「農地法第3条の規定による許可申請」について報告致します。

1番の申請の内容は、[]が所有する、[]、の1筆、[]㎡の農用地について、[]に無償譲渡により、所有権移転を行うものです。

平成28年5月9日、釧路地区農業委員5名及び事務局職員4名で現地確認を行った結果、当該農用地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

それでは、次に2番について、調査委員長の村上委員に報告を求めます。

委員
村上委員

議案第58号2について、調査報告いたします。

平成28年6月7日に、音別地区農業委員6名、事務局4名により現地調査及び協議を行いました。

申請の内容は、[]の所有地を、経営規模拡大を図るため農地所有適格法人[]を新たに立ち上げ、使用貸借により利用権の移転を行うものであります。

[]は、平成28年6月9日に設立し、自らもその構成員となっております。

同社は当該地区において、継続的かつ安定的に農業経営を行える状況であり、今後も当該農地を適正に管理していくと認められることから、調査委員会では許可相当という結論となりましたので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

それでは、1番、2番を一括して審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番、2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

ご提案致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の1番について、調査委員長の菊池隆委員より報告をお願いします。

委員
菊池隆委員

議案第59号の1番の「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について報告致します。

1番の申請の内容ですが、[]が登記簿上の所有者となっている、[]、他3筆、合計 [] m²について、[]に無償で使用貸借して、砂利採取のための一時転用を行うものです。

[]には、[]と、[]の2人の子がおりますが、今回の申請では[]が[]に権限を委任する形で申請が行われております。

申請地については現在、相続手続中である旨、[]より証明が提出されております。

平成28年6月21日、阿寒地区農業委員7名及び事務局職員3名で現地調査及び協議を行った結果、計画されている場所は、農用地区域内ではありますが、釧路市長から「農振整備計画の達成に支障ない」旨の回答を得ており、砂利採取につきましても、既に事前協議を終えております。

砂利採取期間も1年であり、農地法第5条の一時転用の許可要件を全て満たしていることから、調査委員会としては許可相当という意見となりましたので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

菊池隆委員、ありがとうございました。

次に、2番について、調査委員長の村上委員より報告をお願いします。

委員
村上委員

議案第59号2について、調査報告いたします。

平成28年6月7日に、全地区の農業委員15名及び事務局4名により、現地調査及び協議を行いました。

申請の内容は、[]自らが設立した農地所有適格法人、[]に使用貸借による権利の設定をし、農業用施設である牛舎及びラグーン建設のため、転用するものであります。

借主の[]は、平成28年6月9日に設立し、また[]の農振農用地区域の手続きも、来月の7月中旬に終了予定となることから、次に[]の農振農用地区域の手続き、1万平米以下の軽微な変更は、2週間の告示で終了します。

今回の牛舎及びラグーンの建設に伴う転用は、その規模、転用面積などは妥当であり、経営規模拡大のために必要であると判断し、調査委員会では許可相当という結論となりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

それでは「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の1番、2番について

一括審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の1番、2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の1番、2番については原案のとおり決定いたします。
次に、議案第60号「河川敷地利用権に係る許可申請」について審議致します。
事務局より説明して下さい。

事務局
大西局長

それでは、議案書46ページでございます、議案第60号「河川敷地利用権に係る許可申請」について説明します。

本案件は河川法第24条及び同法第34条の規定による許可申請であり、河川区域内の土地を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります、北海道知事の許可が必要となりますが、昭和39年、北海道土木部長通達により、河川敷地を農用地として利用するためには、農業委員会の意見書を添付することになっております。

今回は、釧路地区において3件の許可申請がありました。

はじめに、河川法第24条の規定による申請です。

議案書47ページの上段の表の1番ですが、資料は議案書の48ページから50ページでございます。

北海道が管理する、阿寒川の河川敷地で、 が占有許可を受けている、
 、 m²について、占有面積を m²に減じるものです。

次に、議案書47ページの下段の表の1番ですが、資料は議案書の51ページ、52ページでございます。

北海道が管理する、阿寒川の河川敷地、 、 m²について、 が採草放牧地として占有許可を受けていた権利を、 に譲渡するものです。

次に、議案書47ページの下段の表の2番ですが、資料は議案書の51ページと、53ページから56ページでございます。

北海道が管理する阿寒川の河川敷地、 、他3箇所、合計 m²について、 が採草放牧地として占有許可を受けていた権利を、経営移譲に伴い、ご子息の に譲渡するものです。

以上の3件についてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

それでは議案第60号「河川敷地利用権に係る許可申請」について審議致しますが、上段の表の1番と下段の表の2番は[]に関するものであり、下段の表の1番は、[]に関するもので、議事参与の制限を受けることとなります。

まず、上段の表の1番と下段の表の2番を審議して、次に下段の表の1番を審議することと致しますので、[]は退室して下さい。

([] 退室)

議長
野村会長

それでは、上段の表の1番と下段の表の2番を審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第60号「河川敷地利用権に係る許可申請」上段の表の1番と下段の表の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第60号「河川敷地利用権に係る許可申請」上段の表の1番と下段の表の2番については原案のとおり決定いたします。

[]は入室して下さい。

([] 入室)

議長
野村会長

上段の表の1番と下段の表の2番は、原案のとおり決定致しました。
次に、下段の表の1番を審議しますので、[]は退室して下さい。

([] 退室)

議長
野村会長

それでは、下段の表の1番を審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第60号「河川敷地利用権に係る許可申請」下段の表の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第60号「河川敷地利用権に係る許可申請」下段の表の1番については原案のとおり決定いたします。

■■■■■は入室して下さい。

(■■■■■入室)

議長
野村会長

下段の表の1番は、原案のとおり決定致しました。

次に、議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
大西局長

それでは、議案書の57ページでございます、議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

今回は、音別地区で2件の計画がございます。

議案書58ページの表の1番ですが、資料は議案書の59ページ、60ページでございます。

■■■■■が所有する、■■■■■、他3筆、合計■■■■■㎡の農地について、■■■■■との間で年間■■■■■円、期間は5年間で賃貸借による利用権の設定でございます。

次に、議案書58ページの表の2番ですが、資料は議案書の59ページ、61ページでございます。

■■■■■が所有する、■■■■■、他2筆、合計■■■■■㎡の農地について、■■■■■との間で、年間■■■■■円、期間は5年間で賃貸借による利用権の設定でございます。

以上2件の農用地利用集積計画の決定についてご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長
野村会長

それでは、ただいま事務局から提案のありました、議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致しますが、2番は■■■■■が議事参与の制限を受けますので、1番、2番の順に個別に審議することとします。

それでは、1番を審議します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番については原案のとおり決定いたします。

次に、2番を審議しますので、 は退室して下さい。

(退室)

議長
野村会長

それでは、2番を審議します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番については原案のとおり決定いたします。

 は入室して下さい。

(入室)

議長
野村会長

2番は、原案のとおり決定致しました。

次に、議案第62号「農地利用配分計画(案)に対する意見聴取」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
大西局長

それでは、議案書の62ページでございます、議案第62号「農地利用配分計画（案）に対する意見聴取」について説明致します。

農地中管管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市町村は、農地利用配分計画の案を作成する際に、農業委員会の意見を聴くことになっております。

今回、ご提案する3件につきましては、第14回総会の議案第57号にて、
に集積した釧路地区1件の農用地の配分計画（案）になります。

まず、議案書63ページ目の表の1番目ですが、資料は議案書の64ページ、65ページでございます。

を有する、他10筆、合計 m^2 の農地について、に、年間 円で、9年9ヶ月間の利用権の設定を行うものです。

次に、議案書63ページ目の表の2番目は、資料が議案書の64ページ、66ページでございます。

を有する、他1筆、合計 m^2 の農地について、に、年間 円で、9年9ヶ月間の利用権の設定を行うものです。

次に、議案書63ページ目の表の3番目は、資料が議案書の64ページ、67ページ、68ページでございます。

を有する、他5筆、合計 m^2 の農地について、に、年間 円で、9年9ヶ月間の利用権の設定を行うものです。

以上、3件の農用地利用配分計画（案）についてご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長
野村会長

それでは、ただいま事務局から提案のありました、農用地の利用集積計画の審議に入りますが、1番につきましては、に関する事項で、それぞれ議事参与の制限にあたりますことから、審議の順番としては、1番を先に審議し、次に2番、3番を一括審議することと致します。

それでは、1番を審議しますので、は退室して下さい。

(退室)

議長
野村会長

それでは、1番を審議します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第62号「農地利用配分計画（案）に対する意見聴取」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長
野村会長

総数と認め、議案第62号「農地利用配分計画（案）に対する意見聴取」の1番については原案のとおり決定いたします。

■■■■■は入室して下さい。

（■■■■■入室）

議長
野村会長

1番は、原案のとおり決定致しました。
次に、2番、3番を一括審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第62号「農地利用配分計画（案）に対する意見聴取」の2番、3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長
野村会長

総数と認め、議案第62号「農地利用配分計画（案）に対する意見聴取」の2番、3番については原案のとおり決定いたします。
次に、議案第63号「参考賃借料の設定」について審議致します。
事務局より、説明して下さい。

事務局
大西局長

それでは、議案書69ページにございます、議案第63号「参考賃借料の設定」について説明致します。

平成21年12月15日に、農地法等の一部を改正する法律が施行されました。

この改正に伴い、標準小作料制度は廃止され、代わりに農地法第52条に基づき、農地の賃貸借契約の目安として、過去1年間に契約された賃借料の平均水準など賃借料情報を提供することとなりました。

釧路市における平成27年1月から平成27年12月までに締結されました賃貸借に関する賃借料水準が70ページの別表のとおりまとまりましたので報告致します。

なお、資料につきましては、農地法第52条の規定に基づき、釧路市の農地に関する賃借料等の情報提供として市のホームページに掲載する予定です。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明のありました、議案第63号「参考賃借料の設定」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第63号「参考賃借料の設定」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第63号「参考賃借料の設定」については原案のとおり決定いたします。

これを持ちまして、本日の議事の全て終了致しましたが、他に何かございませんか、なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成28年6月30日

議長

長

野村 照明

署名委員

菊池 隆

署名委員

村上 正人